

瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第46号

瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則（平成25年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>瀬戸市自治連合会</u>の代表者</p> <p>(4) <u>瀬戸市スポーツ協会</u>の代表者</p> <p>(5)から(7)まで <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部高齢者福祉課、健康福祉部こども未来課、健康福祉部健康課、<u>健康福祉部国保年金課及び健康福祉部こども若者家庭センター</u>において処理する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>瀬戸市自治連合会連絡協議会</u>の代表者</p> <p>(4) <u>瀬戸市体育協会</u>の代表者</p> <p>(5)から(7)まで <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部高齢者福祉課、健康福祉部こども未来課、健康福祉部健康課<u>及び健康福祉部国保年金課</u>において処理する。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。